

アドフェスト 2012

第15回 アジア太平洋広告祭
Asia Pacific Advertising Festival

会場：PEACH (Pattaya Exhibition and Convention Hall)
会期：2012年3月18日(日)～3月20日(火) 3日間



ツアー日程
2012年
3月17日(土)
～
3月22日(木)

<研修ツアーのご案内>

研修企画：社団法人 全日本広告連盟

協賛：社団法人 日本アド・コンテンツ制作社連盟 (JAC)

旅行企画・実施：近畿日本ツーリスト株式会社

団体カンパニー ECC 営業本部 第7営業支店

アドフェスト 2012 (アジア太平洋広告祭)

- ◎ 名称 : Asia Pacific Advertising Festival
- ◎ 創設目的 : アジア太平洋地区の広告クリエイティブに焦点を当て、クリエイティブ・コンテストを通じて、そのレベルアップ及び相互交流を図るとともに、当該地域各国の文化、価値観の再発見にも努めることを目的とする。
- ◎ 組織 : アドフェスト事務局は非営利団体として組織され、「アジア広告協会連盟」(AFAA) 加盟各国の後援により運営される。

募集要項

■旅行代金 (1室1名様シングル利用の場合のお一人様)

成田コース	エコノミークラス利用	198,000円	ビジネスクラス利用	445,000円
関空コース	エコノミークラス利用	192,000円	ビジネスクラス利用	425,000円

* 本旅行代金には、広告祭参加登録料及び各空港使用料、成田旅客保安サービス料、燃油サーチャージ(目安 18,000円 12/28現在)は含まれておりません。

■申込締切日 : 2012年 2月10日 (金)

■利用予定日本発着航空会社 : タイ国際航空 (TG)

■利用予定ホテル (いずれも1名1室利用)

パタヤ/ロイヤルクリフビーチリゾート

■食事 : 朝4回、昼0回、夕0回 *この回数に機内食は含まれません。

■添乗員 : パタヤ滞在中、添乗員が同行します。

成田・関空出発時およびバンコク空港～パタヤホテル間は、現地係員がお世話いたします。

■アジア太平洋広告祭参加登録料 : お一人様 : 64,500円 (ヤングクリエイティブ登録料 : 49,500円)

※ヤングクリエイティブ : 1982年3月17日以降生まれの方

* 登録料に含まれるもの : ①各プログラムへの参加 ②ウェルカムパーティー ③アフターパーティー
④コーヒープレイク ⑤昼食3回 ⑥フェスティバルキット

■参加登録料取消料 : お申し込み後～2月10日 (金) 17:00まで・・・・・・参加登録料の 50% 2月10日 (金) 17:00より・・・・・・参加登録料の100%

* 参加登録代行のみは、お受けしておりません。

【旅行代金に含まれるもの】

①航空運賃 : 日程表に記載された区間 (ビジネスクラス、エコノミークラス)、(*この運賃・料金には、運送機関の課す付加運賃・料金を含みません。付加運賃・料金とは原価の水準の異常な変動に対応するため、一定の期間及び一定の条件下に限りあらゆる旅行者に一律に課されるものです。)②宿泊代金 : ホテル・シングルルーム (1名1室利用) パス・トイレ付 ③食事代金 : 上記に明記の食事代金 (機内食は含まれません) ④専用車・ガイド代金 : 日程表に記載された専用車及びガイド代 ⑤団体行動中の税金・チップ⑥手荷物運搬代金 : お一人につき一個のスーツケースなど (ただし大きさは航空会社の規定内。詳しくは係員におたずね下さい。) ⑦会期中の日本語同時通訳アレンジ費用 ※上記代金はお客様の都合により、一部利用されなくても払い戻しいたしません。

旅行代金算出基準日 : 2011年 12月 28日

【旅行代金に含まれないもの】

上記以外は旅行代金に含まれませんが、参加に当たって通常必要となる費用を例示します。

①旅券印紙代・証紙代有効期限5年のもの : ¥11,000、有効期限 10年のもの : ¥16,000 ②個人的性格の費用 : 飲物代、クリーニング代、電話代など ③手荷物超過料金 ④傷害、疾病に関する医療費 ⑤任意の海外旅行傷害保険料 ⑥広告祭参加登録料 ⑦成田空港施設利用料 : ¥2,040 関西空港施設利用料 : ¥2,650 ⑧成田旅客保安サービス料 : ¥500 ⑨バンコク空港税 : 700バーツ (¥2,000) ⑩燃油サーチャージ : 目安 ¥18,000 (12/28現在)

※航空会社の定める付加運賃・料金に変更された場合は、増額になった時は不足分を追加徴収し、減額になった時はその分を返金いたします。

上記の換算額は 2012年 12月 19日現在の三菱東京 UFJ 銀行売渡レート / US \$ 1.00 = 78円を基準にしています。(空港税等は過不足が生じても精算いたしません)

お申込方法

同封の参加申込書・参加登録用紙に必要事項をご記入の上、郵送またはFAXにてお送りください(裏面参照)。後日、ご請求書をお送りいたしますので、参加登録料及び旅行代金を指定口座にお振込みください。

★本ツアー参加者名簿を作成する予定です。記載を希望されない方は、参加申込書にその旨ご記入ください。

■旅券・査証について

(1) 旅券 (パスポート) : この旅行には残存期間が6ヶ月以上残っている旅券が必要です。

(2) 査証 (ビザ) :

この旅行には査証が不要です。現在お持ちの旅券が今回の旅行に有効かどうかの確認、旅券・査証取得はお客様の責任で行ってください。(日本国籍以外の方は自国・渡航先国の領事館、入国管理事務所にお問合せください。)

ツアーのポイント

1. 発着コースは成田・関空、座席は、ビジネスクラス / エコノミークラスをお選びいただけます。
2. ご滞在ホテルは、会場に隣接する「パタヤ・ロイヤルクリフビーチリゾート」に1名様1室ご利用。
3. 面倒な参加登録の代行をいたします。
4. 研修ツアー期間中は、ホテル内に「専用ツアーデスク」設置。会議や観光などご滞在中のさまざまなご質問に対応いたします。
5. ツアー以外の行程をご希望の場合は、ご相談に応じます。

	月日曜	発着地／滞在地名	発着 現地時間	交通機関	摘 要	食事
1	3月17日 (土)	成 田 発 (関 空 発)	11:45 (11:00)	TG643 (TG623)	空路、バンコクへ	機
		バ ン コ ク 着	16:45 (15:45)	専用車	到着後、パタヤ・ロイヤルクリフビーチホテルへ (所要約2時間)	×
		パ タ ヤ 着	夜		(パタヤ・ロイヤルクリフビーチホテル泊)	
2	3月18日 (日)	パ タ ヤ 滞 在			アドフェスト2012 (アジア太平洋広告祭) 参加 * ウェルカムパーティー(3月18日夜) * 日本語同時通訳有(プログラムによります) * アフターパーティー(3月20日夜)	朝
3	3月19日 (月)					×
4	3月20日 (火)				(パタヤ・ロイヤルクリフビーチホテル泊)	×
5	3月21日 (水)	パ タ ヤ	午 前	専用車	専用車にて バンコクへ	朝
		バ ン コ ク	午 後		バンコクにて半日自由行動	×
		バ ン コ ク 発	23:50 (23:15)	TG642 (TG622)	空路、帰国の途へ	×
					(機内泊)	
6	3月22日 (木)	成 田 着 (関 空 着)	07:30 (06:10)		着後、解散。お疲れ様でした。	機

発着日時及び交通機関は変更になることがあります。

時間帯の目安： 早朝～06:00 朝 06:00～9:00 午前 9:00～12:00 午後 12:00～17:00 夕刻 17:00～19:00 夜 19:00～24:00

食事のマーク：朝=朝食、昼=昼食、夕=夕食、機=機内食、×=食事なし

TG=タイ国際航空

*アドフェスト 2012 (ADFEST2012) 詳細につきましては、公式ホームページをご参照下さい。

<http://www.adfest.com>



ご旅行条件

■お申し込み

- (1)申込書に必要事項を記入の上、ご郵送ください。同時に参加申込金を所定の口座にお振込みください。(2つが揃った時点で正式なお申込みとなります。)*申込金は、「旅行代金」「取消料」「運料」のそれぞれ一部または全部として取扱います。お客様がご旅行申込書にお客さまのローマ字を記入される時は旅券に記載されているとおりを記入ください。お客さまの氏名が誤って記入された場合には航空券の発行替えのほか、宿泊機関等への連絡が必要となります。この場合、当社はお客さまの交替の場合に準じて交替手数料(「■お客さまの交替」に記載)をいただきます。なお、運送・宿泊機関により、氏名の訂正が認められず、旅行契約を解除いただく場合もあります。この場合、所定の取消料(「■取消料のかかる場合」に記載)をいただきます。また、氏名の他に性別、年齢、国籍などが違った場合も同様となりますので、ご注意をお願いします。
- (2)電話等の通信手段にてご予約の場合、当社が予約を承諾した日の翌日から起算して3営業日以内に申込書の提出と申込金のお支払いが必要です。申込金のお支払いがなしの場合キャンセル扱いとします。(キャンセルされる場合はご連絡をお願いいたします)
- (3)a.旅行開始日75歳以上の方、b.身体に障害をお持ちの方、c.健康を害している方、d.妊娠中の方、e.補助犬使用者の方その他の特別な配慮を必要とする方は、その旨お申し出ください。当社は可能な範囲内でこれに応じます。なお、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用はお客様のご負担とします。
- (4)お申し込み時に20歳未満の方は、親権者の同意書が必要となります。
- (5)本旅行は近畿日本ツーリスト株式会社企画・募集し実施する企画旅行で、参加される方は当社と企画旅行契約を結んでいただきます。契約は、当社の承諾と上記申込金の受理をもって成立するものとし、成立日は当社が申込金を受理した日とします。
- (6)通信契約により旅行契約の締結を希望されるお客様との旅行条件
 - ①当社は、当社が提携するクレジットカード会社(以下「提携会社」といいます)のカード会員(以下「会員」といいます)より、会員の署名なくして旅行代金の一部(申込金)等のお支払いを受けること(以下「通信契約」といいます)を条件に、電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段による旅行契約を締結する場合があります。ただし、当社が提携会社と無署名取扱特約を含む加盟店契約がない等、または業務上の理由等でお受けできない場合もあります。
 - ②通信契約の申込みの際、会員は申込みをしようとする「企画旅行の名称」「出発日」等に加えて「カード名」「会員番号」「カード有効期限」等を当社にお申し出いただきます。
 - ③通信契約は、当社が契約の締結を承諾する旨の通知を発送した時に成立します。ただし当該契約の申込みを承諾する旨の通知をメール、FAX、留守番電話等で行う場合は、当該通知が会員に到着したときに成立します。
 - ④通信契約での「カード利用日」は、会員及び当社が企画旅行契約に基づく旅行代金等の支払または払戻債務を履行すべき日とし、前者の場合は契約成立日、後者の場合は契約解除のお申し出のあった日となります。

- ## ■お客様がご出発までに実施する事項
- ### 海外危険情報について
- 渡航先によっては、外務省「海外危険情報」等、国・地域の渡航に関する情報が出されている場合があります。お申し込みの際に「海外危険情報に関する書面」をお渡します。また、下記の外務省「外務省海外安全ホームページ」:<http://www.punbanzen.mofa.go.jp/>でもご確認ください。
- 渡航先に「海外危険情報」が発出された場合の催行中止について
- (1)「十分注意して下さい」
- 通常通り催行いたしますが、当社にて渡航情報(危険情報)の書面をお受け取りください。契約成立後に取消された場合には、所定の取消料をお支払いいただきます。
- (2)「渡航の是非を検討してください」
- 当社にて適切な「危険回避措置」が講じられると判断された場合に限り、原則催行いたします。その場合、当社は渡航情報(危険情報)並びに、危険回避措置に関する説明を行い書面を交付いたします。書面を受け取り説明を受けた時点で契約解除は取消料を収受いたしません。一旦ご了解いただいた後の契約解除の場合は、所定の取消料をお支払いいただきます。渡航中に当該情報が発出された場合、危険回避措置のため契約内容を変更することがあります。
- (3)「渡航の延期をおすすめします」「退避を勧告します」 催行を中止いたします。
- 保健衛生について
- 渡航先の衛生状況については、厚生労働省「検疫感染症情報」ホームページ: <http://www.forth.go.jp/>でご確認ください。

- ## ■旅行代金・追加旅行代金
- 申込金、取消料、変更補償金の計算の基準となる旅行代金は、追加旅行代金を含めた代金をいいます。追加代金とは、①一人部屋追加代金、②ビジネスクラス追加代金、③延泊による宿泊代金などをいいます。
- ## ■確定日表
- 確定した航空機の便名や宿泊ホテル名(および添乗員が同行しない場合は現地手配代行者との連絡方法)などが記載された確定日表は、ご出発の前日までに交付します。ただし、出発の7日前以降にお申込の場合は旅行開始日当日に交付することがあります。なお、交付日以前であってもお問合せいただければ手配状況についてご説明いたします。
- ## ■旅行契約内容・代金の変更
- (1)当社は天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与できない事由が生じた場合、契約内容を変更することがあります。またその変更に伴い旅行代金を変更することがあります。著しい経済情勢の変動により通常予想される程度を大幅に超えて利用する運送機関の運賃・料金の改定があった場合は旅行代金を変更することがあります。増額の場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目に於ける日より前にお知らせします。
- (2)奇数人数でお申込みの場合に一人部屋を利用するお客様から一人部屋追加代金を申し受けられた旅行において、複数で申し込んだお客様の方が契約を解除したために他のお客様が一人部屋となったときは、契約を解除したお客様から取消料を申し受けるほか、一人部屋を利用するお客様から一人部屋追加代金を申し受けます。

- ## ■取消料のかかる場合(お客様による旅行契約の解除)
- お客様は、下記の取消料を支払って旅行契約を解除することができます。
- | | |
|--|-----------|
| 旅行開始日が*ピーク時の旅行であって、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって40日目から31日目までの取消 | 旅行代金の 10% |
| 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって30日目から3日目までの取消 | 旅行代金の 20% |
| 旅行開始日の前々日以降旅行開始までの取消 | 旅行代金の 50% |
| 旅行開始後の取消または無連絡不参加の場合 | 旅行代金全額 |

- ①当社の責任とならないローン、渡航手続き等の事由によるお取消の場合も表記取消料をいただきます。
- ②取消料の対象となる旅行代金とは表記の旅行代金に追加代金を加えた合計額です。
- 取消料のかからない場合(お客様による旅行契約の解除)

下記の場合は取消料はいただきません。(一部例外)

 - ①旅行契約内容に重要な変更が行われたとき。重要な変更とは「旅程保証」の項1~8に定める事項をいいます。
 - ②旅行代金が増額された場合。
 - ③当社が確定日表を表記の日までに交付しない場合。
 - ④当社が責任に帰すべき事由により、当初の旅行日程通りの実施が不可能となったとき。

- ## ■当社による旅行契約の解除
- 次の場合当社は旅行契約を解除することがあります(一部例外)
- 日から起算してさかのぼって、23日目(ピーク時は33日目)に当る日より前に旅行を中止する旨をお客様に通知します。②旅行代金を期日までに支払いいただけないとき ③申込条件の不適合 ④病気、団体行動への支障その他により旅行の円滑な実施が不可能なとき
- ## ■当社の責任
- 当社は当社または手配代行者がお客さまに損害を与えたときは損害を賠償いたします。お荷物に關係する賠償限度額は1人15万円(ただし、当社に故意又は重大な過失がある場合はこの限りではありません。)。また次のような場合は原則として責任を負いません。お客様が天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社または手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったとき
- ## ■特別補償
- 当社はお客様が当旅行参加中に、急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体または手荷物に被った一定の損害について、旅行業約款特別補償規程により、死亡補償金として2,500万円、入院見舞金として入院日数により4万円~40万円、通院見舞金として通院日数により2万円~10万円、携行品にかかる損害補償金(15万円を限度)ただし、一個又は一対についての補償限度は10万円を支払います。ただし、日表において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われない旨が明示された日については、当該日にお客様が被った損害について補償金が支払われない旨を明示した場面に限り、「当旅行参加中」とはいたしません。
- ## ■旅程保証
- 旅行日程に下記に掲げる変更が行われた場合は、旅行業約款(企画旅行契約の部)の規定によりその変更の内容に応じて旅行代金に下記に定める率を乗じた額の変更補償金を支払います。ただし、一旅行契約について支払われる変更補償金の額は、旅行代金の15%を限度とします。また、一旅行契約についての変更補償金の額が1,000円未満の場合は、変更補償金は支払いません。変更補償金の算定基礎となる旅行代金とは、表記の旅行代金に追加代金を加えた合計額です。

変更補償金の支払いが必要となる変更	1件あたりの料率(%)	
	旅行開始前	旅行開始後
1. 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
2. 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます。)その他の旅行の目的地の変更	1.0	2.0
3. 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金ものへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限りです。)	1.0	2.0
4. 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2.0
5. 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0	2.0
6. 契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更	1.0	2.0
7. 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0	2.0
8. 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0	2.0
9. 前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5	5.0

- ## ■お客様の責任
- お客様の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該お客様は損害を賠償しなければなりません。お客様は、当社から提供される情報を活用し、契約書面に記載された旅行者の権利・義務その他の企画旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。お客様は、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社、当社の手配代行者又は旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。
- ## ■お客様の交替
- お客様は当社が承諾した場合、所定の手数料をお支払いいただくことにより交替することができます。
- ## ■海外旅行保険について
- 病気、けがをした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への賠償請求や賠償金の回収が大変困難なのが実情です。これからの治療費、移送費、また、死亡・後遺障害等を担保するため、お客様ご自身で充分な額の海外旅行保険に加入することをお勧めします。海外旅行保険については係員にお問い合わせください。
- ## ■お買入物案内について
- お客様の便宜をはかるため、観光中・送迎中にお土産店にご案内することがあります。お店の選定には、万全をしておりますが、購入の際には、お客様ご自身の責任でご購入ください。当社では、商品の交換や返品等のお手厚いはいしにかねますのでトラブルが生じないように商品の確認およびしートの受け取りなどを必ず行ってください。免税払い戻しがある場合は、ご購入品を必ず手荷物としてお手元にご用意いただき、その手続きは、お土産店・空港において手続き方法をご確認のうえ、お客様ご自身の責任で行ってください。ワシントン条約又は国内諸法令により日本へ持ち込みが禁止されている品物がございますので、ご購入には十分ご注意ください。
- ## ■事故等のお申出について
- 旅行中に、事故などが生じた場合は、直ちに最終日表でお知らせする連絡先にご通知ください。(もし、通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知ください。)
- ## ■個人情報の取扱いについて
- (1)当社は、お客様の旅行の手配等のために、運送・宿泊機関等に対し、お客様の氏名、性別、生年月日、国籍、電話番号、パスポート番号をあらかじめ電子的方法等で送付することによって提供いたします。(2)当社および旅行をお申いただいた受託旅行者(以下「販売店」)は、旅行申込みの際にご提出いただいた個人情報について、お客さまとの連絡や運送・宿泊機関等の手配のために利用させていただきます。必要範囲内において当該機関等に提供いたします。(3)当社、当社のグループ企業である株式会社・販売店および当社と提携する企業等が取り扱う商品・サービスに関する情報をお客さまに提供させていただいたことがあります。(4)当社は旅行先でお客様のお買入物等の便宜のため、当社の保有するお客様の個人データを土産物店に提供することがあります。この場合、お客様の氏名、パスポート番号及び搭乗される航空便等に係る個人データを、あらかじめ電子的方法等で送付することによって提供いたします。なお、これらの事業者への個人データの提供の停止を希望される場合は、本パンフレット記載の連絡先まで出発前までにお知らせください。(5)上記のほか、当社の個人情報の取り扱いに関する方針については、当社の店頭またはホームページでご確認ください。
- ## ■募集型企画旅行契約約款について
- この条件に定めのない事項は当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)によります。当社旅行業約款をご希望の方は、当社にご請求ください。当社旅行業約款は、当社ホームページ<http://www.knt.co.jp>からご覧いただけます。当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。この書面は、旅行業法第12条の4による取引条件説明書面になります。また旅行契約が成立した場合は、旅行業法第12条5に於ける契約書面の一部になります。

管理番号 :044911121048-K-PHP

お問合せ・お申込先

旅行企画・実施



近畿日本ツーリスト

TEL 03-6891-9307 FAX 03-6891-9407

営業時間 月一金 9:30-18:00(土・日・祝祭日を除く) ※休業日と営業時間外の取消し・変更のお申し出には

対応ができませんので、翌営業日の受付となります。

総合旅行業務取扱管理者 香川晴美 森泉健 齊藤健

■旅行業務取扱管理者とは当支店での取引責任者です。この旅行に関し担当者からの説明にご不明点がありましたら、ご連絡なく 上記旅行業務取扱管理者にご質問ください。

近畿日本ツーリスト株式会社 ECC 営業本部 第7営業支店

〒101-0024 東京都千代田区神田和泉町1-13 住友商事神田和泉町ビル12F
観光庁長官登録旅行業第20号 JATA正会員 ボンド保証会員 旅行業公正取引協議会会員

「アドフェスト2012研修ツアー」デスク 担当:穂積・上村・松本

問合せメールアドレス: adefest@or.knt.co.jp